

著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチームにおける 検討課題の概要と検討の進め方（案）

1. 検討課題の概要

（１）著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入について

現行著作権法では、著作物等の利用許諾契約（ライセンス契約）における利用者（ライセンシー）は、著作権等が第三者に譲渡された場合、著作権等の譲受人に対し、当該利用許諾に係る著作物等を利用する権利を対抗する手段がない。また、利用許諾に係る著作物等を利用する権利を対抗する手段がないため、著作権者等（ライセンサー）が破産・倒産し、破産手続等の開始時にライセンス契約が双方未履行の場合には、ライセンシーは破産管財人等から契約を解除されるおそれがある。

そのため、現在の法制度では、上述のような場合において、ライセンシーは、ライセンスの対象となる著作物等の利用継続ができなくなり、当該ライセンスを前提とした事業を中止せざるを得なくなるなど、ライセンシーの地位は不安定な状況下にあると考えられている。

本ワーキングチームでは、平成29年度文化庁委託事業「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」による調査結果を踏まえつつ、民法法理との整合性、制度の導入が契約実務に与える影響、他の知的財産権法との整合性、他の著作権制度に与える影響等を考慮しつつ、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の在り方を検討することとする。

（２）独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入について

現行著作権法では、産業財産権における専用実施権・専用使用権のような準物権的な利用権が出版権以外に存在しておらず、原則としてライセンシーは差止請求権を行使することはできない。独占的な利用に対する期待を有するライセンシーが、第三者が無断で当該著作物等を利用している場合に、ライセンシー自ら当該利用行為を差し止めることが困難な状況にあるとされている。

本ワーキングチームでは、平成29年度文化庁委託事業「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」による調査結果を踏まえつつ、民法法理との整合性、制度の導入が契約実務に与える影響、他の知的財産権法との整合性、著作権者の意思との関係等を考慮しつつ、権利行使の実効性を損なわないような独占的ライセンシーに差止請求権を付与する制度の在り方を検討することとする。

2. 検討の進め方

各検討課題は関連性を有するものの、それぞれ独立して存在し得る制度に関するものであり、専門的かつ集中的な検討を要する論点を多く含んでいるため、本ワーキングチームとしては、まず著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度について検討を行い、その後に独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の順に検討を行うこととする。

このような課題の性質から、各検討課題に関し一定の結論が得られた場合には、その内容及び他の課題への影響を考慮しつつ、検討課題毎に文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会に検討の結果を順次諮ることも視野に入れて検討を進めることとする。